

## 京都府南丹地域基本計画

### 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

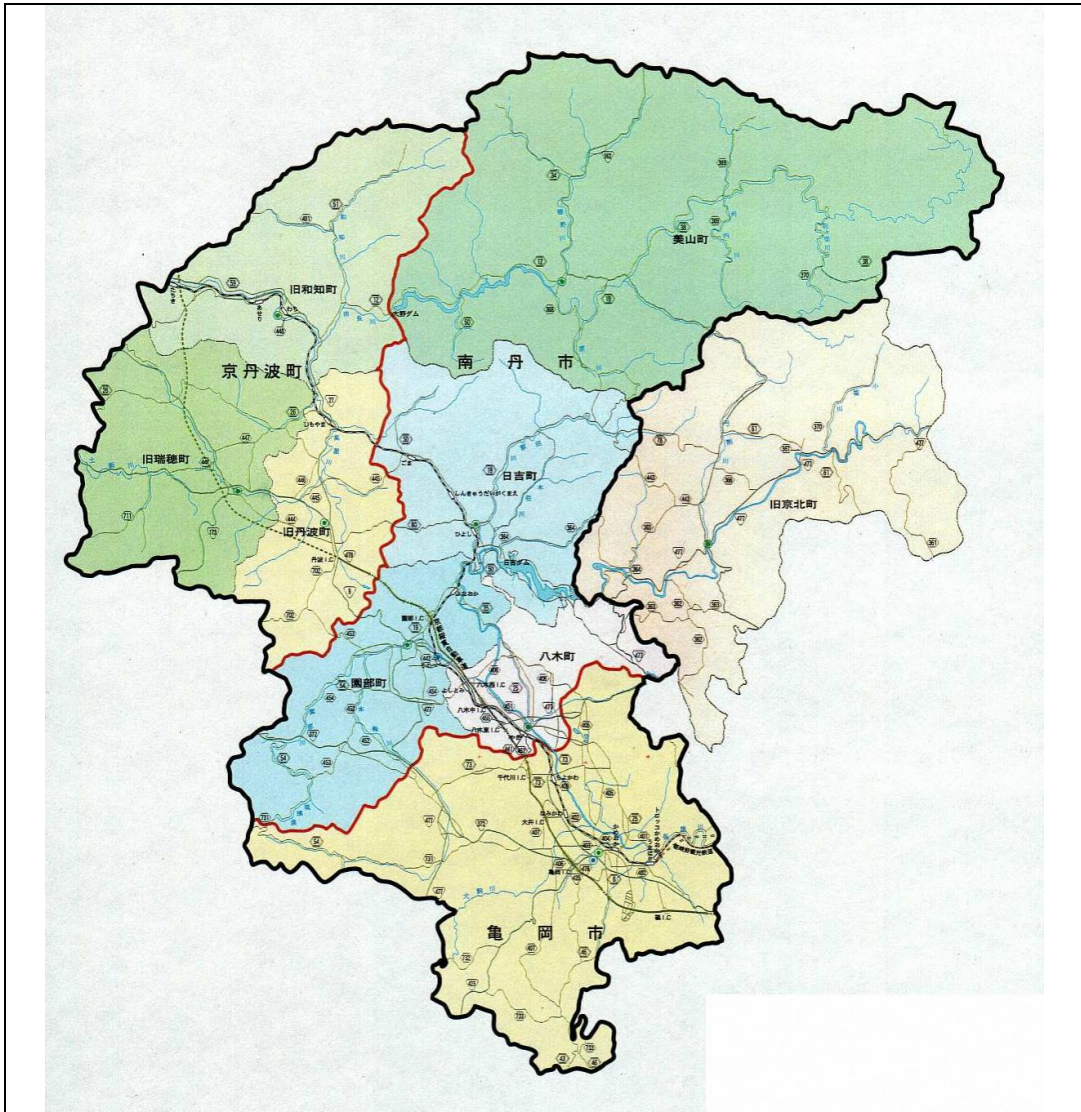
#### (1) 促進区域

設定する区域は、平成30年10月1日現在における京都府南丹地域（亀岡市、南丹市、京丹波町）（以下「当地域」という。）とする。面積は概ね114,429ヘクタール（平成28年京都府統計書 市区町村別面積）である。

※京都府亀岡市(22,480ヘクタール)、南丹市(61,640ヘクタール)、京丹波町(30,309ヘクタール)

(地図)





凡 例	
	京都府南丹広域振興局
	京都府南丹保健所
	京都府南丹農林改良普及センター
	京都府南丹土木事務所
	国道
	府道
	河川
	市町村役場

道 路 表			
	一般国道	61	京高北線
5	9号	73	宮前千原線
27	27号	78	佐々江下中線
162	162号	89	日吉丹波線
173	173号	○	一般府道
372	372号	361	上高野貫船線
423	423号	362	愛宕丹波線
477	477号	363	宮ノ辻神古線
478	478号	364	中地日吉線
	主要地方道	365	中地船田線
6	牧方亀岡線	366	堤下河原線
12	熊野宮高線	367	常楽寺上台線
19	熊野宮高線	368	熊野宮高線
25	熊野宮高線	369	八幡田上野原線
26	丹波三和線	370	佐々登井戸線
34	熊野宮高線	401	熊野宮高線
38	京都山科阿我山線	402	王子並河線
42	貴寺亀岡線	403	亀岡停車場線
46	貴寺亀岡線	404	亀岡停車場益分線
50	京都日台奥山線	405	藤ノ口余部線
53	熊野宮高線	406	阿我橋ノ口線
54	熊野宮高線	407	東野小井線
59	阿我和社線	408	藤ノ口宝野原線
		409	千代川停車場線
		441	八木停車場線
		442	熊野停車場線
		443	佐々江京北線
		444	嵯山丹波線
		445	宮田西海停車場線
		446	貴田宮田線
		447	上野水原線
		448	熊野停車場線
		450	高野線
		451	吉野八木線
		452	長谷八木線
		453	大河内口八田線
		454	竹井宮原線
		455	八木家インター線
		461	上野和船線
		521	上川谷橋線
		702	嵯山丹波線
		711	高野線
		731	天王亀岡線
		732	亀岡熊野線
		733	熊野河内線

当地域は、下表で示す次の区域を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区	京丹波町丹波鳥獣保護区(京丹波町)、園部町鳥獣保護区(南丹市)、湯の花鳥獣保護区(亀岡市)、日吉ダム鳥獣保護区(南丹市)、芦生鳥獣保護区(南丹市)、平の沢鳥獣保護区(亀岡市)、南郷大本鳥獣保護区(亀岡市)、西山・茱萸谷鳥獣保護区(亀岡市)、京丹波町琴滝鳥獣保護区(京丹波町)、保津川鳥獣保護区(亀岡市)
自然公園法に規定する国立・国定公園区域	京都丹波高原国定公園(南丹市、京丹波町)
自然公園法に規定する都道府県立自然公園	京都府立るり溪自然公園(南丹市)、京都府立保津峡自然公園(亀岡市)
環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落	洞谷の原生林(南丹市)、田歌のモミーツガ林(南丹市)、芦生の原生林(南丹市)、亀岡のオニバス群落(亀岡市)、西別院万願寺のアカマツ林(亀岡市)、佐々里峠のブナースギ林(南丹市)
環境省が選定した生物多様性の観点から重要度の高い湿地	亀岡市の水田地帯(亀岡市)、由良川源流地域(南丹市)

なお、当地域には、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地は存在しない。

また、当地域の亀岡市には、国指定の天然記念物アユモドキ(魚類 絶滅危惧 I A 類又は絶滅寸前種)が生息する区域を含んでいる。

(2) 地域の特徴(地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等)  
(地理的条件)

当地域は、京都府のほぼ中央部に位置し、東は京都市及び滋賀県高島市に、西は京都府福知山市、兵庫県篠山市及び大阪府豊能郡に、南は大阪府高槻市及び茨木市に、北は京都府綾部市及び福井県大飯郡にそれぞれ接している。行政区域面積は、114,429ヘクタールで、府域の約4分の1を占めており、そのうち森林面積が94,529ヘクタール(地域全体の82.6%)にも及んでいる。(平成28年京都府統計書 所有別森林面積と蓄積)

京都府を南北に縦断している国道9号の観音峠から南丹市美山町にかけては、太平洋と日本海との分水嶺となっており、その南側では淀川水系の河川が桂川を経て、大阪湾に、その北側では由良川を経て日本海に注いでいる。また、古くから京都と日本海、中国地方を結ぶ地政学的な条件から、山陰道が縦貫し、京阪神地域、山陰・山陽といった中国地方、丹後地方等と結ばれる交通の要衝となっている。

桂川流域や由良川流域に沿って平坦地が開けており、亀岡盆地、園部盆地、須知盆地等を中心に耕作地が広がり、古くから農業が盛んで、物資の集積地ともなり商業も発達している。JR山陰本線（嵯峨野線）や国道9号、国道27号等の幹線道路に沿って物流が行われ、市街地が広がっている。

#### （インフラの整備状況）

当地域には、JR山陰本線（嵯峨野線）や国道9号、国道27号等の幹線道路があるほか、平成27年7月に京都府の南部京都市と北部の全長約100キロメートルを結ぶ京都縦貫自動車道が全線開通した。

京都縦貫自動車道の全線開通により京都市内から京都府北部へのアクセスが向上し、所要時間が約1時間となっただけでなく、舞鶴若狭自動車道、名神高速道路、北陸自動車道を通じて、京阪神、中京圏、北陸圏等と複数の高速道路で接続し、「環状高速ネットワーク」が形成された。京都縦貫自動車道の途中に位置する当地域の亀岡市から京都市内まで約30分、関西経済圏における日本海側のゲートウェイである京都舞鶴港までは約50分、大阪まで約40分、神戸まで約50分、名古屋市まで約2時間となり、移動時間短縮等による地域の生産性向上を見越した企業立地が進展している。

鉄道については、JR山陰本線（嵯峨野線）は、平成22年3月に京都駅～園部駅間の完全複線化が完成し、輸送力が強化されている。バス路線については、西日本JRバスが南丹市園部町～京丹波町（～福知山市）を運行し、京阪京都交通が2市で路線を保有するほか、各市町では、市・町営バスが運行されている。

#### （研究・教育機関）

当地域には、学校法人京都学園京都学園大学（平成31年度から京都先端科学大学に改称）、学校法人明治東洋医学院明治国際医療大学、学校法人島津学園京都医療科学大学、学校法人二本松学院京都美術工芸大学、学校法人二本松学院京都伝統工芸大学校、学校法人二本松学院京都建築大学校、京都府立林業大学校、公立南丹看護専門学校と、既に8校の高等教育機関があり、総合大学をはじめ、医療系の学校、京都ならではの伝統工芸を学ぶことができる学校等、特色のある教育機関で、約5,600人の学生が学んでいる。

京都学園大学は、昭和44年に亀岡市において開学し、平成27年4月から「京都亀岡キャンパス」と「京都太秦キャンパス（京都市）」の2拠点で、京都市より北部の地域では唯一の総合大学として経済経営、健康医療、人文及びバイオ環境の4学部10学科と各大学院研究科を擁している。さらに平成32年（2020年）4月には、工学部及び大学院工学研究科の設置構想も有している。平成30年には、内閣府地方創生事務局が募集した「近未来技術等社会実装事業」に亀岡市と京都学園大学が連携した「亀岡アクティブライフに向けた近未来技術実装事業」が選定され、京都学園大学（京都先端科学大学）の工学部・未来学研究機構との産学公連携による新産業創出支援の取組が計画されており、産業集積の進展に向けて取組が進んでいる。

(産業構造)

当地域の産業構造を RESAS でみると、下表のとおりで企業数、従業者数も第3次産業が最も多いものの、1企業当たりの付加価値額、従業者1人当たりの付加価値額は、第2次産業が大きなウエイトを占めている。また、全国の第2次産業と比較しても当地域の第2次産業の付加価値額が全体に占める構成比は、全国が29.5%であるのに対して当地域は、38.2%で高い値を占めている。

	企業数(社)	従業者数(人)	付加価値額(百万円)	1社当たり付加価値額(百万円)	従業者1人当たり付加価値額(百万円)
第1次産業	53	777	1,678	31.66	2.16
第2次産業	1,101	9,007	36,843	33.46	4.09
第3次産業	2,848	25,040	57,892	20.33	2.31
合計	4,002	34,824	96,413	24.09	2.77
全国					
第1次産業	25,978	353,548	86,644	33.36	2.45
第2次産業	817,893	13,234,189	72,199,398	88.27	5.45
第3次産業	3,012,572	4,162,433	171,583,080	56.96	4.12
合計	3,856,457	55,210,357	244,667,151	63.44	4.43

(人口分布の状況)

当地域内の人口は、亀岡市8.9万人、南丹市3.3万人、京丹波町1.4万人の計約14万人(平成27年度国勢調査人口)であるが、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、当地域内の2035年の人口は減少すると推定されている。

## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

当地域では、京都縦貫自動車道の全線開通による京阪神大都市圏等各方面への交通アクセスの改善を背景に、生産拠点となる工業団地の整備や誘致策の推進により食料品製造業、輸送用機械器具製造業、電気機械器具製造業ほかプラスチック製品製造業等関連産業を含む成長性の高いものづくり分野に関わる様々な産業が集積している。

その結果、これらの産業に関わる当地域の事業所数の45.3%、従業員数の69.6%、付加価値額の79.5%を占めている。(平成28年経済センサス-活動調査 地域別産業中分類別・従業者規模別結果表(従業員4人以上))

当地域で企業誘致や設備投資等を推進することに加え、これらの集積を生かして、新たな産業の創出や成長性の高い新事業への参入を後押しするとともに生産性の向上を図ることで、これらの成長ものづくり分野に関連する成長性の高い事業について高付加価値化と高質な雇用創出を目指す。

【経済的効果の目標】		
	現 状	計画終了後
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	2,450 百万円

(算定根拠)

- ・1件あたり平均49百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を25件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で2.0倍（平成23年京都府産業関連表：逆行列係数表における製造業の列和）の波及効果を与え、促進区域で2,450百万円の付加価値を創出することを目指す。
- ・2,450百万円は、促進区域の付加価値（132,522百万円）の1.8%、製造業の製造品出荷額等（35,130百万円）の6.9%であり、地域経済に対するインパクトが大きい。

### 3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

<p>本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。</p> <p>（１）地域の特性の活用</p> <p>「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。</p> <p>（２）高い付加価値の創出</p> <p>地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が4,892万円（京都府の1事業あたり平均付加価値額（経済センサス - 活動調査（平成28年））を上回ることを。</p> <p>（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果</p> <p>地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業により、当地域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること</p> <p>①促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で5%以上増加すること。</p> <p>②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で7%以上増加すること。</p> <p>③促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で4%以上増加すること。</p> <p>なお、（２）、（３）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。</p>
--

### 4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

<p>（１）重点促進区域</p> <p>なし</p> <p>（２）区域設定の理由</p>
--

なし

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

なし

## 5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

### (1) 地域の特性及びその活用戦略

当地域の食料品製造業、輸送用機械器具製造業、電気機械器具製造業、はん用機械器具製造業等の産業の集積を活用した成長ものづくり分野

### (2) 選定の理由

当地域では、京阪神大都市圏等各方面への交通アクセスの良さを背景に食料品製造業、輸送用機械器具製造業、電気機械器具製造業、はん用機械器具製造業、金属製品製造業、プラスチック製品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業等の製造業等の工場が集積し、物流業等の関連産業と相互に影響しながら多様で厚みのある産業集積を形成している。

平成 28 年経済センサス-活動調査によると、食料品製造業、輸送用機械器具製造業、電気機械器具製造業、はん用機械器具製造業、金属製品製造業、プラスチック製品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業が 135 社（当地域全事業所の 45.3%）、従業員数は、6,149 人（当地域全従業員数の 69.6%）、付加価値額 1,053,942 万円（当地域全付加価値額 79.5%）を占めている。また、これらの産業の製造品出荷額等は、平成 24 年の 2,683 億円から、平成 28 年には 2,973 億円と伸びている。（平成 24 年、28 年経済センサス-活動調査の「製造業」に関する確定結果(京都府分) 地域別 産業中分類別・従業者規模別結果表）

当地域の食料品製造業をはじめとする個々の製造業について同調査でみると、食料品製造業では、京都府内食料品製造業の付加価値額の 16.1%の 3,460,738 万円、当地域の製造業の付加価値額の 26%を占めている。また、1 社当たりの付加価値額は、京都府内平均 39,036 万円を大きく上回る 82,399 万円で、府内地域では山城地域に次いで集積がある。食料品製造業は、物流アクセスの良さと、「豊かな自然環境にも恵まれている」地域イメージの良さから関連産業の集積が進んでいる。

輸送用機械器具製造業では、当地域の付加価値額は、平成 24 年から平成 28 年と比較すると、3.4%の伸びで 388,208 万円と当地域の付加価値額の 29.3%を占めている。また、1 社当たり平均の付加価値額は、485,260 万円で、府内平均 125,193 万円を大きく上回り府内地域別で最も優位な状況にある。

電気機械器具製造業では、当地域の付加価値額は、平成 24 年から平成 28 年と比較すると、2.7%の伸びで、130,285 万円と当地域の付加価値額の 9.8%を占めている。1 社当たりの付加価値額についても府内平均の 54,122 万円を大きく上回る 81,428 万円であり、中丹地域に次ぐ高い割合を示している。

金属製品製造業では、府内 1 社当たり平均の付加価値額 18,059 万円を大きく上回る 32,842 万円であり、府内地域別でも 1 位、はん用機械器具製造業でも、府内 1 社

当たり平均の付加価値額 54,782 万円を大きく上回る 88,006 万円となっている。(平成 24 年及び 28 年経済センサス - 活動調査 地域別 産業中分類別・従業者規模別結果表 (従業員 4 人以上) )

そのほか、プラスチック製品製造業は、当地域の製造業の付加価値額の 2.1% であるが、食料品製造業や電子部品・デバイス・電子回路製造業等の幅広い分野にも関連しているため、今後さらなる成長が期待できる。亀岡市に工場を有し、食品トレイ等を製造している株式会社エフピコは、トレイ容器のファッション化に対応し、国内で初めて色・柄を付加したカラー容器を製造販売、さらにデザインと機能を進化させ、食品売り場のみならず食卓も彩る“器”として利用を進めている。また、南丹市に工場を立地している十川産業株式会社も、樹脂ホース等の食品機械産業用製品の増加により売上を伸ばしている。

さらに、京丹波町に工場を有する近畿シコー株式会社では、プラスチック容器、搬送トレイなどの産業資材から、日用品、医療関連資材まで、様々なプラスチック製品を開発・製造・販売しているだけでなく、電子部品や半導体製品など超精密工業が発展していく中、電子部品の搬送トレイや微細な部品生産にも関連して売上を伸ばしており、今後も成長が期待されているところであり、集積が進んでいる。

また、電子部品・デバイス・電子回路製造業は当地域における製造業の付加価値額の 2.6% (平成 28 年経済センサス-活動調査) であるが、RESAS によると、電子部品・デバイス・電子回路製造業の労働生産性、付加価値額の特化係数は、3.16 と高く地域経済を牽引しており、これらの産業が、前述の食料品製造業、輸送用機械器具製造業、電気機械器具製造業、はん用機械器具製造業等と密接に関連しながら成長ものづくり分野の成長を支えている。

このようなことから、食料品製造業をはじめとする成長ものづくり分野は、本地域の産業及び地域経済を牽引する分野と言える。

また、工業用地の面では、ものづくり産業拠点として南丹市で京都新光悦村の工業団地の分譲が進められている。京都新光悦村では既に、京菓子製造の株式会社井筒八ッ橋本舗、半導体製造装置や発電用関連部品製造の春日製作所株式会社、自動包装機製造や医療器具製造のマルホ発條工業株式会社、超精密研磨の株式会社クリスタル光学などといった成長ものづくり分野に関わる企業が操業している。また、京都縦貫自動車道大井 I C に隣接する亀岡市では、50 社以上の企業が集積する大井地区に新しい事業用地が誕生し、企業立地が進められている。



南丹市ものづくり団地 京都新光悦村



このような状況の中、京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例に基づく補助金の交付や不動産取得税の軽減等の優遇制度の活用により、成長ものづくり分野での地域経済牽引事業を促進することを図る。これに伴い、促進区域の多様な分野における企業間取引の創出及び拡大につなげ、分野を越えた波及効果を生み出し、継続的な地域内経済の好循環を作り出していく。

## 6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

### (1) 総論

地域の特性を生かして、成長ものづくり分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。

事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や当地域にしかない強みを創出する。

### (2) 制度の整備に関する事項

#### ①当地域内の各府市町の企業誘致に係る優遇制度

- ・ 亀岡市、南丹市及び京丹波町の地域に府市町の誘致を受けて立地する製造業等に対する最高 16 億円の立地補助制度（※大規模投資の特例あり）、低利融資制度及び不動産取得税の軽減制度を活用し、地域経済活性化を図る。（実施主体：京都府）
- ・ 亀岡市の亀岡市企業立地促進条例、南丹市の南丹市工場等誘致条例及び南丹市京都新光悦村企業立地促進条例、京丹波町の京丹波町企業立地促進条例に基づいてそれぞれ立地企業に対する助成制度を活用し、地域活性化を図る。（実施主体：各市町）

#### ②企業立地の手続きの迅速な処理を図るための体制

##### (亀岡市)

企業誘致初期段階から、立地企業に対して市担当者による立地企業に対する助成制度の案内を行うとともに、行政関係者や商工会議所等との接点を設ける機会の提供を図る。

##### (南丹市)

京都府の取組に連動させ、市の商工観光課担当職員が一元化窓口として誘致活動から立地決定、操業まで迅速に対応できる体制を確保するとともに、工場等立地に係る諸手続きを事前に説明の上、関係部署及び機関を招集し、迅速な課題解決に向けた調整の機会を確保する。

##### (京丹波町)

京丹波町では、食品関連企業が多く存在しており、町のまちづくり方針に沿った食に関連する企業の集積を目指している。町有地や民間の工業団地、あるいは民間所有の遊休土地・施設などを有効活用した企業誘致が求められており、企業誘致初期段階から、立地企業に対して町担当者による立地企業に対する助成制度の案内を行うとともに、行政関係者や商工会等との接点を設ける機会の提供に努める。

##### (京都府)

京都府では、企業立地手続の簡素化、迅速化を図るための窓口一元化の取組（シングルウィンドウプロジェクト）を実施し、企業立地におけるワンストップサービス体制の充実に努める。

<シングルウィンドウプロジェクト>

- ・企業誘致初期段階で担当職員を決定し、誘致活動から立地決定、操業まで、担当職員が迅速に対応する体制を確保する。
- ・府、各市町村及び関係機関が連携し、企業に対して工場等立地に係る諸手続を事前に説明し、内容の周知を図るとともに手続の遺漏がないように担当者がサポートする。
- ・立地が決定した段階で、関係機関を招集した合同説明会を開催し、立地企業と関係機関との情報交換を行い、操業までの期間短縮を目指す。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）  
自治体保有情報の公開【府、市町】

地域企業の技術力向上、新産業創出、立地促進のために、京都府及び当地域の市町が保有する情報であって資料として開示している情報について、インターネット公開を進める。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

京都府商工労働観光部、京都府南丹広域振興局商工労働観光室及び当地域の市町内の企業立地担当部局に、事業者の抱える課題解決のためのワンストップ相談窓口を設置する。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、必要に応じ、関係部署、関係機関と連携・調整した上で対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①産業集積用地の確保【府、市町】

工業系用途地域に残された空閑地の有効活用を促進するとともに、新事業所用地の計画的な整備に合わせて企業用地の確保を図る。

②京都府市町村企業誘致推進連絡会議【府、市町】

府と促進区域の連絡会議加入市町（亀岡市、南丹市及び京丹波町）とで企業誘致に係る情報共有やパンフレット等の共同制作や首都圏等での企業誘致に係る説明会等を行う。

③産学公連携の推進【府、市町】

京都の大学及び京都府、商工会議所をはじめ京都の主要経済団体が参画する「京都産学公連携機構」等の連携組織を活用して、大学等有する技術や研究機能を活用し、当地域内企業の新技術開発や経営革新を促進する。

④企業力育成【府】

京都府では、「中小企業応援隊」を設立し、経営改善等の取組や設備投資等に対し支援するとともに、専門知識を持つコーディネータによるサポートや新たな事業分野に挑戦するための設備投資補助等により、中小企業のイノベーションを支援する。

独自技術を生かして成長発展を目指す中小企業の研究・連携組織である京都丹波中小企業支援Aチーム会議（地域連絡会議）の取組を通じて、企業の体質強化、販売力向上、高い技術力を持ちながら事業活動に生かし切れていない小規模企業のス

テップアップや連携を支援する。

⑤企業マッチング【府、市町】

促進区域をはじめとする京都府全域から企業等が参加する「京都ビジネス交流フェア」を通じて、新たなビジネスマッチングの機会を確保する。

また、「京都南丹企業情報交換会」等を通じて、企業連携を強化する。

(亀岡市)

亀岡市で、市内に立地する企業、商工会議所及び行政が意見交換・交流を図る場を提供する。また、企業間のビジネスマッチングを促進し、企業間取引を活性化するとともに、企業の意見を行政施策に反映する機会を確保する。

(南丹市)

南丹市地域産業連携推進ネットワーク会を組織し、京都府等の行政と各支援機関等が連携し企業訪問を行い、情報の共有により迅速な課題解決支援を行うとともに、毎年開催している会議における企業からの要望等に迅速に対応し、受発注あっせんや協業企業の紹介を行う体制を構築する。

(京丹波町)

平成 27 年 11 月に、町内企業を中心に行政、産業支援機関、金融機関、学校関係など様々な機関が連携し、地域経済の活性化及び雇用創出、人材育成等を図る仕組みとして「京丹波町産業ネットワーク組織」を設立した。町内企業の企業連携や農工商連携のマッチング支援等による新事業創出や、展示会・商談会等への共同出展を通じた販路開拓支援等を行っているほか、ネットワーク加入企業間での工場見学会や、京都府立須知高等学校と連携した高校生インターンシップやキャリアアップ講座の実施等、産学公連携による人材育成の取組を行っており、企業と連携を図りながらその意見を行政施策に反映する機会を確保する。

⑥技術開発の支援【府】

各社の強みを結集したイノベーション創出を促進するため、中小・中堅企業を核とした共同研究に対する技術支援や外部との連携サポート等を行う。

また、区域内企業や大学等の相互交流により研究開発を促進する。

⑦展示会等の出展支援【市町】

市町内の中小企業を対象に展示会等に出展する経費の一部を助成する制度を活用し、地域活性化を図る。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 30 年度	平成 31 年度～ 平成 34 年度	平成 35 年度
<b>【制度の整備】</b>			
①促進区域内の府内市町の企業誘致に係る制度の活用	運用	運用 必要に応じた 改正・制度創設	運用
②企業立地の手続きの迅速な処理を図るための体制	運用	運用	運用
<b>【情報処理の促進のための環境整備】</b> (公共データの民間公開等)			

自治体保有情報の公開	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
事業者からの事業環境整備の提案への対応	運用	運用	運用
【その他】			
①産業集積用地の確保	運用	運用	運用
②京都市市町村企業誘致推進連絡会議	運用	運用	運用
③産学公連携の推進	運用	運用	運用
④企業力育成	運用	運用	運用
⑤企業マッチング	運用	運用	運用
⑥技術開発の支援	運用	運用	運用
⑦展示会等の出展支援	運用	運用	運用

## 7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

<p>(1) 支援の事業の方向性</p> <p>地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、京都府が設置する試験研究機関である京都中小企業技術センターや産業支援機関である公益財団法人京都産業 21、各市町村商工会議所・商工会等、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に発揮し、また各支援機関が緊密に連携することにより、更なる支援効果を発揮していく。</p> <p>(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法</p> <p>①京都府中小企業技術センター</p> <p>技術相談・依頼試験・機器貸付をはじめとした技術支援、研究会・セミナーによる人材の育成、企業のニーズに応えた研究開発や産学公連携の推進、企業に役立つ技術情報の発信等を行い、企業活動を支援する。</p> <p>②公益財団法人京都産業 21</p> <p>産学公の連携による中小企業の経営革新、新事業展開、新産業育成、創業、企業の IT 化推進等の支援機能を強化し、顧客の立場に立ったワンストップ体制をつくることにより、総合的支援機関として、京都企業の事業活動の発展と京都産業の振興に貢献している。中小企業の人づくりを目指した研修・セミナー等の開催や、企業のニーズに適した幅広い人材・人脈の紹介を行う企業人材マッチング、企業の課題に応じた支援施策の活用や専門的見地からの技術・経営支援を行う。</p> <p>③亀岡商工会議所、南丹市商工会、京丹波町商工会</p> <p>各市町の商工業者の経営の改善に関する相談とその指導、地域経済社会の振興・発展や、社会福祉の増進に向けた役割を果たしている。地元企業に対する企業力育成、技術・経営相談等を行う。</p>
---

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

<p>(1) 環境の保全</p> <p>この地域には、京都府の中央部、京都市、綾部市、南丹市、京丹波町にまたがる</p>
--

丹波高原の広大な区域に京都丹波高原国定公園がある。由良川の源流である芦生の森は、原始的な自然を有し、希少な動植物の生息地でもあり、また、かやぶき屋根の特徴的な民家が多数残されている集落等、自然と寄り添う暮らしと、伝統文化を長く世代を継いできた歴史を感じることができる地域である。京都の市街地に近接する当地域は、日本海と京の都を結ぶ多くの街道が通る地域であり、自然と文化が融合した国定公園である。

また、京都府立り溪自然公園や府立保津峡自然公園があり、広大な敷地を持ち、多様な生物をはぐくむ芦生の森があり、豊かな自然環境に恵まれている。

そのため、新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施する等、周辺住民の理解を求めていく。

京都府においては、環境への負荷の少ない持続的発展可能な社会の構築のため、「京都府環境を守り育てる条例」や「京都府地球温暖化対策条例」及び「新京都府環境基本計画」等に基づき、環境保全や温室効果ガスの排出削減に向けた取組を、市町村、府民、事業者等の参加・協同のもとに進めていく。

## (2) 安全な住民生活の保全

京都府では、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」を制定し、市町村、府民、事業者等と連携した犯罪のない安心・安全なまちづくりに向けた府民運動を推進している。この条例の趣旨を踏まえ、事故・犯罪の防止や、地域の安心・安全を守るため、地域の状況に応じて、府、市、町、事業者等がそれぞれの役割において、次の取組等についても、各警察署等と連携しながら努めるものとする。

### ・防犯設備の整備

当地域における地域住民及び来訪者の犯罪被害を未然に防止するため、防犯カメラの設置や街灯のLED化等を行う。

### ・防犯に配慮した施設の整備・管理

「道路、公園、駐車場等の安全の確保に関する指針」（京都府策定）等に基づき、道路、公園、駐車場、工場等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保する等の防犯性の高い環境を整備するほか、夜間において公共空間や空地が地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう管理を徹底する。

### ・従業員等に対する防犯指導

従業員等に対して、法令の遵守や犯罪被害の未然防止について指導すると共に、警察から提供される防犯情報を活用して、従業員等に対する注意喚起に努める。また、来日外国人等の従業員等がある場合には、当該外国人に対し、日本の法制度や事件事故遭遇時の通報要領について指導する。

### ・地域における防犯活動への協力

地域住民等が行う防犯ボランティア活動等への参加、必要な物品・場所等を提供する等の協力を行う。

- ・不法就労の防止  
来日外国人等を雇用しようとする際には、在留カード等により、当該外国人の就労資格の有無を確認する等必要な措置をとる。
- ・地域住民との協働  
地域経済牽引事業を実施するに当たっては、防犯及び事故並びに地域の安全と平穩の確保の観点から、地域住民の意見を聴取するよう努め、地域住民と連携した活動を展開する。
- ・交通安全対策  
当地域内の交通の安全と円滑化を図るため、駐車需要を充足する施設を建設し、周辺の道路整備等に当たっては、計画の初期段階から警察等関係機関との十分な調整を図り、安全で円滑な道路交通環境を整備する。  
また、日頃から従業員等の交通安全教育及び安全運転管理を徹底し、交通事故防止を図る。
- ・防犯に配慮した住宅の整備  
従業員等用の共同住宅を整備する場合は、「共同住宅における犯罪の防止に関する指針」（京都府策定）に基づき、防犯に配慮するものとする。
- ・職域防犯対策の推進  
警察からの助言や企業間の情報交換等を通じて、職域全体の防犯意識の高揚や防犯技能の向上を図りながら、防犯 CSR 等自主的な防犯活動を進める。
- ・警察への連絡体制整備等  
犯罪又は事故の発生時における警察への連絡体制を整備する。また、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穩の確保のため、警察活動に協力する。
- ・警察活動への支援  
地域経済牽引事業の実施に伴い、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穩の確保のために、新たに必要となる警察活動や警察施設に対する行政支援をする。

### (3) その他

#### P D C A体制の整備等

京都府南丹広域振興局では、平成 28 年から当地域の亀岡市、南丹市、京丹波町、亀岡商工会議所、南丹市商工会、京丹波町商工会及び南丹広域振興局で、京都丹波中小企業支援 A チーム会議（地域連絡会議）を年間 3 回程度開催しており、本会議において基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証と事業の見直しの検討を行うとともに、京都府南丹広域振興局が年に 1 回ホームページにより公表する。

## 9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

### (1) 総論

なし

### (2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

なし

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項  
なし

#### 10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成35年度末日までとする。